

Chill Chill Japan特集ページPR事業業務委託仕様書

1 目的

宮城県、山形県、福島県及び栃木県で構成する栃木・南東北国際観光テーマ地区推進協議会では、平成26年度から継続してタイの訪日旅行者をターゲットとした誘客プロモーションを展開しており、令和元年の宿泊旅行統計調査（観光庁）における同地域のタイ宿泊旅行者は、過去最多の96千人泊を記録した。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行者の大幅な減少が避けられない状況であったが、タイ人の訪日意欲は依然として高いことから、感染症収束後の反転攻勢に向けて、特集ページの作成や観光素材の発掘・磨き上げを行ってきた。

令和3年度は、令和2年度に作成した本協議会の特集ページ「Chill Chill Japan 特集ページ」を広告配信し、同地域のさらなる認知度向上を図る。また、ウェブサイトの来訪者を対象としたアンケートを実施することにより、今後の誘客促進施策の判断材料とする。

2 事業主体（委託者）

栃木・南東北国際観光テーマ地区推進協議会
（会員：宮城県、山形県、福島県、栃木県）

3 ターゲット

タイにおける訪日リピーターの個人旅行者（FIT）

4 実施業務

（1）特集ページの広告配信

- ・実施期間：令和3年11月～令和4年2月までの期間中で適切な時期

（2）アンケート調査

- ・実施期間：令和3年11月～令和4年2月までの期間中1ヶ月

5 業務内容

（1）特集ページの広告配信に関すること

ア 広告配信

- ・下記の本協議会特集ページに誘導する広告配信を実施すること。

● <https://chillchilljapan.com/tochigi-minami-tohoku/>

イ 配信設定及び配信時期

- ・ターゲットが使用しているwebツール1媒体以上で実施し、最適な配信設定を行うこと。
- ・広告の配信時期については、令和3年11月から令和4年2月までの期間での実施を目安とし、詳細については委託者と協議の上で決定すること。

ウ 効果測定

- ・広告配信完了後に、広告及びウェブサイトについてアクセス分析を行い、事業の結果分析を盛り込んだ実績報告書を、速やかに提出すること。

（2）アンケート調査に関すること

ア ウェブサイト更新

- ・委託者が作成・指示するアンケートページ（作成後、別途アドレスを通知します。）へのリンク等を5（1）アのウェブサイトの管理者と調整の上設置すること。
- ・アンケートへ誘導するために効果的なバナー画像を作成すること。
- ・5（1）の広告配信が終了した後、速やかにリンク等の表示を終了させること。

イ 言語・デザイン

- ・使用言語はタイ語とすること。
- ・リンク等の設置にあたっては、既存のサイトのデザインを毀損しないように配慮すること。

ウ 動作確認

- ・スマートフォン、タブレット及びPCによる動作確認を海外のターゲット層における通信回線速度環境を十分に配慮したうえで実施し、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。
- ・動作確認等に必要な機器は受託者において準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備すること。
- ・スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android系端末等において支障なく利用できることを確認すること。
- ・PCについては、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることを確認すること。
- ・OS、ブラウザについては、一般的に普及しているOS（Windows、MacOS、Linux等）、ブラウザ（Safari、Google Chrome、Firefox等）により支障なく利用できるものとする。

エ 情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのあるソフトウェアを使用しないこと。
- ・既知のセキュリティホールやバグ等については、原則として全てについて対策を講じること。
- ・セキュリティ上の脅威が検知された場合に委託者へ速やかに連絡できる仕組みを構築すること。

6 目標 KPI

- ・配信した広告を通しての5（1）アへのウェブサイトの訪問者数を32,000人以上とすること。
- ・上記のウェブサイト内でユーザーのコンバージョン指標として相応しいものがあれば、併せて設定すること。
- ・目標 KPI で示した各種値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

7 業務委託期間

業務委託契約締結の日から令和4年3月18日（金）まで

8 成果品

事業報告書

- ・提出期限：令和4年3月18日（金）
- ・提出方法：紙媒体4部(A4カラー冊子)、電子データ10枚（DVD）

9 委託料

- (1) 金額 1,485,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
- (2) 支払方法 業務完了後の精算払とする。

10 留意事項

- ・各事業において、運営、管理、庶務を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る適切な対策を実施すること。
- ・本事業の業務遂行に重要な役割を果たす優れた経験及び能力を有する担当者を明確にし、常態的に委託者との連絡調整等を密に行うこと。
- ・本事業は、委託者と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度委託者と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、委託者は、作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議の上、対応するものとする。ただし、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- ・業務上で必要となるウェブ等への掲載許可などは、全て受託者の責任において行うこと。
- ・本業務で発生した制作物等に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を成果物の引渡しの際に委託者に無償で譲渡することとし、委託者は当該成果品を本業務以外にインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、自由に使用（編集、公開、配布、放送等）することができるものとする。なお、著作権を委託者に譲渡させることが困難である場合は、別の方法により、委託者による2次利用ができるよう調整すること。
- ・受託者は、本業務で発生した制作物等に関する著作権、二次利用、モデルリリース、プロパティリリース等の権利関係の許諾手続きを適切に行うこと。
- ・本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- ・本業務で発生した制作物等に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- ・緊急時の連絡体制を構築し、必要に応じて関係者間と情報を共有すること。
- ・当委託業務の契約に関する費用（印紙代を含む。）は、受託者の負担とする。